## 第3回幹事会の検討内容

## 個別ダム検証の進め方等

第12回今後の治水対策のあり方に関する 有識者会議 参考資料4 より抜粋

●個別ダムの検証は、下図のような流れで行うこととしてはどうか ※なお、会後の治水理会の構築については、別途検討する

※なお、今後の治水理念の構築については、別途検討する [7] 有識者会議「中間とりまとめ」公表(平成22年9月) ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定 [1] [ウ] 国土交通大臣が個別ダム検証に係る検討を指示又は萎請 → 地方整備局等に指示 水機構ダム → 水資源機構及び地土豊偏局に指示 補助ダム → 都道府県に要請 検討主体:地方整備局等 資源機構、都道府 【個別ダム検証に係る検討の流れ】 [13] 検討主体による個別ダムの検証に係る検討\*1 [オ] 検証対象ダム 目的別の検討※2 [九] 事業等の点検 (洪水調節の例) 基本計画等の作成又は [+] 複数の治水対策案を立案\*\*3 [シ] 変更から長期間が経過 流水の 1) 治水対策案は、河川整備計画において想定している目標※4と同程度の目標を達成 しているダム事業につ することを基本として立案する いては、必要に応じ総 2) 複数の治水対策案を立案する 事業費・堆砂計画・工 正常な機 0 期や過去の洪水実績な ・複数の治水対策案の一つは、検証対象ダムを含む案※5とする 目的 ど計画の前提となって その他に、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を必ず作成する 観 いるデータ等について 3)各治水対策案は、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅 詳細に点検を行う 広く検討することが重要であり、様々な方策【別紙1】を紹み合わせて立案する 治水対策室が多い場合 0 持検 [7] 概略評価により治水対策案を抽出 検 2~5 案程度を抽出 観 【別紙6 治水対策案を評価軸ごとに評価 からの (1) 治水対策案を環境への影響などの様々な評価軸【別紙2】で評価する (2)評価に当たっては、現状(又は河川整備計画策定時点)における施設の整備状況や事業の進捗 状況等を原点として検討を行う 検討 8 コストの評価に当たり、実施中の事業については、残事業費を基本とする ・ダム中止に伴って発生するコストや社会的影響等を含めて検討する 目的別の総合評価(洪水調節)  $[\Box]$ 検証対象ダムの総合的な評価 [セ] 対応方針※6 (案)等の決定※7 [7] 検討主体から本省への検討結果の報告 [夕] [F] 有識者会議 意見 河川整備計画 [ツ]国土交通大臣が再検討 本省による対応方針等の決定※8 の指示又は要請

第3回幹事会で説明する内容

 $\Gamma + 1$ 

## 【検証の進め方のポイント】

検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図ることが重要であり、検討主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2(河川整備計画)等に準じて③を行う進め方で検討を行う。

- ① 「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、 相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検 討を進める\*\*9
- ② 検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う
- ③ 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く

検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の 原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方 針(案)を決定する。

- ※1 検討に当たっては、流域及び河川の概要(流域の地形・地質・土地利用等の状況、特徴的な治水の歴史、河川の現状と課題、現行の治水計画、利水計画)、検 証対象ダム事業の概要(目的、経緯、進捗状況等)について整理しておくことが重要である。
- ※2 目的別の検討に当たっては、必要に応じ、相互に情報の共有を図りつつ検討することが重要である。
- ※3 河川整備計画は当該検証対象ダムを含めて様々な方策の組合せで構成されるものであり、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の安全度を達成するために、当該ダムに代替する効果を有する方策の組み合わせの案を検討することを基本とする。
- ※4 一級河川のうち国土交通大臣が管理する区間においては、戦後最大洪水又は超過確率年が「数十年」程度の洪水としている場合が多い。
- ※5 河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。
- (6 事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。)又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。)をいう。
- ※7 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針(案)の決定」、補助ダムの 場合は「対応方針の決定」。
- ※8 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針の決定」、補助ダムの場合は 「補助金交付等に係る対応方針の決定」。
- ※9 関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じ代表者を選 定するなどの工夫をする。